

事 務 連 絡
令和2年8月17日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応の
検討状況について（依頼）

平素から精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症については、引き続き予断を許さない状況が続いているところです。

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応については、令和2年6月2日付け事務連絡「精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について」をもって御案内させていただいたところですが、貴部局における連携医療機関の確保・調整の御検討状況について、下記のとおり御教示いただきますようお願いいたします。

記

1. 依頼内容

新型コロナウイルス感染症等に対応する連携医療機関の確保・調整状況について、別添の報告様式に基づいて、御回答をお願いいたします。指定都市におかれては、道府県において体制整備を行っている場合、その旨を御回答ください。

2. 回答方法・提出期限

別添エクセルファイルに記入し、令和2年9月4日（金）までに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神医療係宛てに御提出ください。

メールアドレス：seishiniryoku26@mhlw.go.jp

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応の検討状況について

	質問	1. 措置入院患者について 新型コロナウイルス感染症に感染もしくは疑い患者の場合の入院医療機関を確保していますか。 以下（ブルダウン）からお選びください。 ①確保済 ②検討中	2. 1で「①確保済」と回答した場合、 病院名と病床数 を全てご記載ください。 ※ 4や6と重複している場合は、それぞれの項目にご記載ください。 例：○○病院（3床） △△病院（2床）	3. 医療保護入院患者について 新型コロナウイルス感染症に感染もしくは疑い患者の場合の入院医療機関を確保していますか。 以下（ブルダウン）からお選びください。 ①確保済 ②検討中	4. 3で「①確保済」と回答した場合、 病院数と病床数（総数） をご記載ください。 ※ 2や6と重複している場合は、それぞれの項目にご記載ください。 例：5病院（20床）	5. 新型コロナウイルス感染症が重症化した場合の入院医療機関を確保していますか。 以下（ブルダウン）からお選びください。 ①確保済 ②検討中	6. 5で「①確保済」と回答した場合、 病院名と病床数 を全てご記載ください。 ※ 2や4と重複している場合は、それぞれの項目にご記載ください。 例：○○病院（3床） △△病院（2床）
1	北海道						
2	青森県						
3	岩手県						
4	宮城県						
5	秋田県						
6	山形県						
7	福島県						
8	茨城県						
9	栃木県						
10	群馬県						
11	埼玉県						
12	千葉県						
13	東京都						
14	神奈川県						
15	新潟県						
16	富山県						
17	石川県						
18	福井県						
19	山梨県						
20	長野県						
21	岐阜県						
22	静岡県						
23	愛知県						
24	三重県						
25	滋賀県						
26	京都府						
27	大阪府						
28	兵庫県						
29	奈良県						
30	和歌山県						
31	鳥取県						
32	島根県						
33	岡山県						
34	広島県						
35	山口県						
36	徳島県						
37	香川県						

38	愛媛県						
39	高知県						
40	福岡県						
41	佐賀県						
42	長崎県						
43	熊本県						
44	大分県						
45	宮崎県						
46	鹿児島県						
47	沖縄県						
48	札幌市						
49	仙台市						
50	さいたま市						
51	千葉市						
52	横浜市						
53	川崎市						
54	相模原市						
55	新潟市						
56	静岡市						
57	浜松市						
58	名古屋市						
59	京都市						
60	大阪市						
61	堺市						
62	神戸市						
63	岡山市						
64	広島市						
65	北九州市						
66	福岡市						
67	熊本市						

事務連絡
令和2年6月2日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症等への対応について

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、精神科医療機関においても感染事例が発生し、患者の転院先となる医療機関の選定に苦慮したり、医療従事者が感染して従事者不足に陥ったりする等の課題がみられました。

また、国内の感染はピーク時に比べ大幅に改善されているものの、再度の感染拡大が想定され、予断を許さない状況が続いております。

こうした状況を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に備え、精神科医療提供体制における対応をより確実にしておく必要があります。

つきましては、貴部（局）におかれては、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について（改訂）」（令和2年3月26日付事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付事務連絡）を踏まえ、精神保健福祉センター等とも情報共有を図りつつ、管下の医療機関や、場合によっては近隣都道府県等と適宜協議を行いながら、下記項目について必要な準備・調整を進めていただくよう御配意願います。

なお、追って、当該準備・調整状況（特に、連携医療機関の確保・調整状況）について改めて把握させていただく場合があることを申し添えます。

記

- （1）精神科医療機関において精神疾患を有する入院患者が感染した場合の対応について、精神疾患及び新型コロナウイルス感染症それぞれの重症度等も考慮した上で、あらかじめ連携医療機関の確保・調整を行っておくこと。
特に、措置入院患者が感染した場合や入院患者が新型コロナウイルス感

染症により重症化した場合を想定して、あらかじめ感染症対応が可能な指定病院等の確保・調整を行っておくこと。

(2) 精神科医療機関で感染者が発生した場合の支援として、以下の準備・調整を行っておくこと。

- ・ 必要な物資の確保や機材の配備（個人防護具、消毒液、簡易陰圧装置等）
- ・ 感染症対応の支援を行う専門家の派遣
- ・ 医療機関内の医療従事者が不足した場合における外部からの医療従事者の派遣
- ・ 精神保健福祉センター等との連携による医療従事者に対する心のケア

(参考)

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」
（令和2年4月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>

○「医療機関における新型コロナウイルス感染症発生に備えた体制整備及び発生時の初期対応について」（令和2年5月1日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627463.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627464.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」（令和2年4月30日医政発0430第5号、健発0430第1号厚生労働省医政局長、健康局長連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627373.pdf>

○「新型コロナウイルス感染症に係る心のケアの実施について」（令和2年5月19日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634822.pdf>

(3) 精神科医療機関で感染者が発生した場合に備えて、平時より、各医療機関において以下の感染防護体制について検討するよう促すこと。

- ・ 職員に対する感染防護に係る知見の提供
- ・ 感染拡大防止のため、家族等との面会を行う場合におけるオンラインによる面会の実施